



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2023年1月19日(木)

令和5年度税制改正大綱 車体課税編

車体課税では、電動車の普及と競争力強化に向けた見直しが行われます。

(1)自動車重量税のエコカー減税

半導体不足等の状況を踏まえ、現行制度を令和5年12月31日まで継続し、以降、減免区分の基準となる2030年燃費基準の達成度を段階的に引き上げます。

エコカー減税(乗用自動車、軽自動車を除く)

減免区分	現行	令和6年1月1日以後	令和7年5月1日以後
2回免税	2030年度燃費基準 120%以上達成	現行と同じ	125%以上達成
1回免税	2030年度燃費基準 90%以上達成	現行と同じ	100%以上達成
50%減税	2030年度燃費基準 75%以上達成	80%以上達成	90%以上達成
25%減税	2030年度燃費基準 60%以上達成	70%以上達成	80%以上達成

令和2年度燃費基準を達成しているものに限る

(2)自動車税の環境性能割

エコカー減税と同様、現行制度を令和5年12月31日まで継続し、以降、税率区分の基準となる2030年燃費基準の達成度を段階的に引き上げます。

自動車税 環境性能割(自家用自動車)

税率区分	現行	令和6年1月1日以後	令和7年5月1日以後
非課税	2030年度燃費基準 85%以上達成	現行と同じ	95%以上達成
1%	2030年度燃費基準 75%以上達成	80%以上達成	85%以上達成
2%	2030年度燃費基準 60%以上達成	70%以上達成	75%以上達成

令和2年度燃費基準を達成しているものに限る

(3)種別割のグリーン化特例

自動車税種別割及び軽自動車税種別割は、営業乗用車のグリーン化特例(軽課)を2~3年延長の上、廃止。営業乗用車以外のグリーン化特例(軽課)及びグリーン化特例(重課)を、3年延長します。



燃費基準のハードルは、毎年、高くなります。